

総務建設常任委員会

令和6年3月27日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年3月27日(水) 午後10時20分 開会
午後10時28分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	西川 善浩
委員	横井 晶行
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安
〃	川村 優子
〃	西井 覚
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議員 柴田 三乃

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
財務部長	米田 匡勝
財政課長	内蔵 清
〃 補佐	山岡 晋
税務課長	高松 和弘
〃 補佐	吉田 直生

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋 行則
書記	新澤 明子
〃	福原有美
〃	岸田 聖士

7. 付議事件(付託議案の審査)

議第37号 葛城市税条例の一部を改正することについて

開 会 午後10時20分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、深夜に及ぶ熱心な議論、本当にお疲れさまでございます。これから総務建設常任委員会を行いますけれども、能登半島地震災害に係る被災者救済に関する議題であります。慎重審議、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。柴田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第37号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議第37号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

まずはなぜ今回の追加議案になったのかということでございます。去る2月28日に、国から県を通じまして、地方税法の一部を改正する法律等について、令和6年2月21日に公布、同日施行された旨の通知をいただいたところでございまして、通知内容につきましては、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例に伴う改正についてでございました。その内容から、早急な対応が必要であるとの認識の下、今会期中に追加議案として上程し、ご審査をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により生じた住宅や家財などの損失については、令和6年中に発生した災害であることから、本来は令和6年分の申告において損失等に係る申告を行い、令和7年度分の個人住民税に反映されるころではございますが、被災者の方々の負担軽減を図るための特例措置といたしまして、上位法で、令和5年分の申告において、地震災害に伴う損失額を雑損控除の適用対象とする旨の改正が行われたことから、本市税条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により、高松税務課長より説明をいたします。

吉村委員長 高松税務課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、葛城市税条例の一部を改正することにつきまして、新旧対照表に基づき説明を申し上げます。こちら、新旧対照表の左側が改正前、右側が改正後となっております、

赤字の部分が改正箇所でございます。なお、今回の改正内容につきましては、国のほうから通知のございました準則どおりの改正となっておりますので、まずご承知おきのほどお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、新設されました附則第5条の2第1項から第3項の部分でございます。こちらの部分につきましては、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震による災害で生じた住宅や家財などの損失は、令和6年に生じた災害のため、本来であれば来年の令和7年度分の個人住民税から雑損控除を行うこととなりますが、被災者の生活を税制面で支援するための特例措置といたしまして、1年前倒して、令和6年度分の個人住民税において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができるように地方税法等が改正されたことに伴う規定の整備内容となっております。

新旧対照表の2ページの下段でございます。附則の第6条の部分でございますが、こちらは地方税法附則第4条の4、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の追加に伴う条ずれの改正となっております。

最後に附則でございますが、施行期日はこの条例の公布の日から施行するものと規定しております。

それで、今年の2月16日から3月15日に申告の受付期間がございました。葛城市役所の新庄庁舎と當麻庁舎の2か所の申告会場で確定申告の相談を受け付けた際には、今回の雑損控除の特例に該当する方はおられませんでしたことを申し添えておきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 条例の中身ではないんですが、該当者が確定申告の中ではなかったということですけども、能登半島地域の市町村から葛城市に転入してこられた方はおられるんですか。その把握はされているのかなということだけ。

吉村委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、今回、令和6年度の部分は1月1日時点の申告なので、1月1日以降の転入の方は今回、葛城市の申告の対象ではございませんが、今のところ被災者ということで、税務課としては把握はしておりません。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議もいらっしやらないですね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたしますが、ないですね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さんお疲れのところ、審議いただきましてありがとうございます。被災地域におかれましては、一日も早く復旧されることを願ってやみません。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後10時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉村 始